

運送事業者に対する行政処分(令和6年1月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和6年1月31日	東港タクシー株式会社(法人番号9110001003453)代表者山口裕一	新潟県新潟市北区太郎代71番地3号	本社営業所	新潟県新潟市北区太郎代71番地3号	輸送施設の使用停止(60日車)	道路運送法第27条第3項	令和5年9月12日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(旅客自動車運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)(2)乗務員等台帳の記載不備(運輸規則第37条第1項)(3)運転者に対する指導監督実施違反(運輸規則第38条第1項)(4)運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。